

下呂市発注の建設工事に係る週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下呂市が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式及び対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事の発注方式は、「発注者指定方式」または「受注者希望方式」のいずれかによる方式とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、あらかじめ指定して発注する方式であり、下記(3)に掲げる工事以外で、適用が可能で下呂市が必要と認めた工事とする。

(2) 受注者希望方式

発注者指定方式及び下記(3)以外の下呂市が発注する工事のうち、契約後、工事着手までの間に受注者から申し入れ等があり、受発注者の協議によりモデル工事として適用可能な工事とする。

(3) 以下に掲げる工事は原則として週休2日制モデル工事の対象としない。

- ①標準工期日数を設定していない工事
- ②週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事
- ③工場製作のみの工事

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語は以下のとおり定義する。

- (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。
- (2)「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。)なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
- (3)「対象期間」とは「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。
- (4)「非対象期間」とは、準備期間、後片付け機関、夏季休暇3日間(8/14～8/16)、年末年始休暇6日間(12/29～1/3)、工場製作期間、工事事務等による不稼働期間、天

災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間を指す。

（５）「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

（６）「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率を指す。別紙「現場閉所率の出し方」を参考とすること。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第４条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休２日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告又は指名通知への記載例

一般競争入札の場合【発注者指定方式】

１ 入札に付する工事

．．．

（ ）週休２日制モデル工事

本工事は、週休２日制モデル工事です。詳細は「下呂市発注の建設工事に係る週休２日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名競争入札の場合【発注者指定方式】

７ 週休２日制モデル工事

本工事は、週休２日制モデル工事です。詳細は「下呂市発注の建設工事に係る週休２日制モデル工事試行要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

【発注者指定方式】

第○条 週休２日制モデル工事の試行

本工事は、週休２日制モデル工事です。詳細は「下呂市発注の建設工事に係る週休２日制モデル工事試行要領」を参照してください。

【受注者希望方式】

第○条 週休２日制モデル工事の試行

本工事は、週休２日制モデル工事（受注者希望方式）です。詳細は「下呂市発注の建設工事に係る週休２日制モデル工事試行要領」を参照してください。

（実施方法等）

第５条 受注者は、週休２日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を現場閉所日とした週休2日の「予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(工事費の補正)

第6条 発注者指定方式及び受注者希望方式については、それぞれ以下のとおり労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。(別紙、工事費の補正対象確認方法を参考とすること。)

(1) 発注者指定方式

4週8休以上の達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。

なお、現場閉所率を確認し、28.5%(4週8休)に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。(以下②、③の補正は行わない。)

(2) 受注者希望方式

現場閉所率を確認し、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、それぞれの補正係数を各経費に乘じ請負代金額を変更する。

【現場閉所率毎の補正係数】

①現場閉所率が28.5%以上(4週8休以上)の場合

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費率】 1.04 【現場管理費率】 1.06

②現場閉所率が25.0%以上28.5%未満(4週7休以上8休未満)の場合

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費率】 1.03 【現場管理費率】 1.04

③現場閉所率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03

(その他)

第7条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

○現場閉所率の出し方

$$\text{現場閉所率（％）} = \frac{\text{対象期間における現場閉所日の総日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

※小数点第2位以下切捨て1位止めとする。

○工事費の補正対象確認方法

発注者指定方式

- ・ 28.5 % ≤ 現場閉所率 : 補正する。 (【労務費】1.05【機械経費(賃料)】1.04【共通仮設費率】1.04【現場管理費率】1.06) ※当初予定価格に計上
- ・ 28.5 % > 現場閉所率 : 補正しない。 ※請負代金額のうち補正分を減額変更

受注者希望方式

- ・ 28.5 % ≤ 現場閉所率 : 補正する。 (【労務費】1.05【機械経費(賃料)】1.04【共通仮設費率】1.04【現場管理費率】1.06)
- ・ 25.0 % ≤ 現場閉所率 : 補正する。 (【労務費】1.03【機械経費(賃料)】1.03【共通仮設費率】1.03【現場管理費率】1.04)
- ・ 21.4 % ≤ 現場閉所率 : 補正する。 (【労務費】1.01【機械経費(賃料)】1.01【共通仮設費率】1.02【現場管理費率】1.03)
- ・ 21.4 % > 現場閉所率 : 補正しない。

※ 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。)

※ 「対象期間」とは、「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

- ① 準備期間 : 工事開始日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間)
- ② 後片付け機関 : 本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、後片付け等のみが残っている期間)
- ③ 夏期休暇(3日間) : 8/14 ~ 8/16
- ④ 年末年始休暇(6日間) : 12/29 ~ 1/3
- ⑤ 工場製作期間
- ⑥ 工事事務等による不稼働期間
- ⑦ 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- ⑧ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間